

価格交渉促進月間について

- 依然として発注側企業から**一方的な原価低減要請**が行われているほか、労務費や原材料価格が上昇している受注側企業が、**発注側企業に対して価格交渉を申し込むことすら難しい実態**が存在。
- **最低賃金の改定を含む労務費や原材料費等の上昇などが下請価格に適切に反映されることを促すため、「価格交渉促進月間」を9月に設ける。**

実施事項

1. キックオフイベント

- 経産大臣と経済団体の代表、各業界の主要企業の経営者が一堂に会し、トークセッションのキックオフイベントを行う。 ※出席者調整中。
- 上記の主要企業が、取引先中小企業との共存共栄の実現に向けた各社の方針や取組などを紹介。

2. 受注側企業への状況調査

- 価格交渉促進月間終了後の10月に、受注側企業に対して、
 - ①下請Gメンによる重点的なヒアリング（2千社程度）
 - ②アンケート調査（数万社に対して配布予定）を実施。

3. 発注側企業への周知

- 上記2. の調査結果について
 - ①先進的な取組、グッドプラクティスの公表
 - ②アンケートの回答を数値化して集計し、公表することを検討
 - ③下請代金法に違反する事案については、公正取引委員会と連携して対処等を行うことを、各省の担当部局から業界団体を通じて、発注側企業へ幅広く周知。

4. 広報

- 新聞やチラシ等を用いて取組を周知。

5. 講習・研修・相談等

- 受注側企業の価格交渉担当者向けに、価格交渉や下請代金法に関するセミナーや講習会、相談対応等をオンライン形式で実施。
- 発注側企業の調達担当者向けに、下請代金法等についてのセミナーや講習会をオンライン形式で実施。